

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	保健福祉部
	課名	社会福祉課
	係名	障害者支援係
記入者		電話(内線) 136

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続	(2) 事務事業 の名称	障害者虐待防止対策支援事業	(3) 事業の 優先度	A
(4) 総合計画での位置づけ		(6) 事業主体	市		
① 事業の区分	主要事業	(7) 予算・ 財源等 の種別	事業の性質 会計区分 財源区分 予算科目 予算書上の 事業名称	一般事業費(ソフト事業) 一般会計 国県補助 項 1 目 3 障害者虐待防止対策支援事業 (予算書 74 ページに掲載)	
② 施策コード	15199 (総合計画掲載ページ 59 ページ)				
基本目標(政策)	1 ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)				
基本施策	5 自分らしく暮らせる障害者福祉の充実[障害者(児)福祉]				
施策	障害者(児)福祉の充実				
施策内容	その他				
(5) 事業期間	開始 平成 24 年 10 月から 終了 年 月まで (力年)	(8) 事務分類	法定受託事務		
		根拠法令	障害者虐待防止法		

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象(だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿(意図・どのような状態になるのか)
被虐待障害者や虐待の恐れがある障害者とその養護者、地域住民、障害児者施設職員、障害者を雇用している企業等	・関係機関の連携強化や支援体制の充実を図り、早期の障害者虐待通報や虐待防止につなげる。
(2) 手段(事業内容・どのようにことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
・障害者虐待防止、早期発見のための広報 ・啓発活動を行う。併せて「障害者虐待防止センター」を周知する。 ・虐待通報・相談への対応 ・緊急一時保護の実施・支援体制及び専門性強化事業 ・虐待防止ネットワーク会議(仮称)を実施、虐待防止に向けた関係機関のネットワーク構築を図る。	障害者虐待防止法に基づき、平成24年10月～「障害者虐待防止センター」が設置され、市社会福祉課で虐待に関する通報や支援を行うことになったため。
(5) 事業をとりまく環境の変化(社会環境、市民ニーズ等)や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応	
・H24.10月から障害者虐待防止は制度化されたところであるが、ニュース等で取り上げられることもあり少しづつ認識されている。	

3. 事業コスト

行政評価			実績内容の評価			検討・改善			検討・改善内容を反映			
実施計画		● 予算内訳	実績額(千円)	当初予算額(千円)		計画額・見込額(千円)		28 年度	29 年度	30 年度		
	事業費	事業内容	26 年度	27 年度								
(1) 事務事業費のコスト	事業費	報酬	0	0								
	報償費		20	40								
	需用費		12	20								
	委託料		0	422								
	使用料及び賃借料		0	29								
			合計	32	511							
財源	国庫支出金(千円)		15	248								
	県支出金(千円)		8	125								
	地方債(千円)											
	その他特定財源(千円)											
	一般財源(千円)		9	138								
			合計(千円)	32	511							
			補助・起債制度名	地域生活支援事業	地域生活支援事業							

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）

指標の名称			単位	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）								
指標名	障害者虐待防止講演会(学習会)参加者数(平成27年度までの実施見込)	目標値 実績(見込)値	人	50 51	50	60	60	60
	虐待防止ネットワーク会議(仮称)の開催(平成28年度～の設置を見込む)	目標値 実績(見込)値		0 0	0	2	2	2
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）								
指標名	障害者虐待通報件数		目標値 実績(見込)値	件	3 3	3	3	3
					100.0 %	100.0 %		
			目標値 実績(見込)値					
					達成率 %	達成率 %		

5. 事業評価

(1) 平成26年度の行政評価結果をうけて、平成26年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。																																																																															
障害者虐待防止法の考え方と虐待が起こった時にどうしたら良いか。虐待の際の権利を守る仕組みとしての成年後見制度の活用について講演会を行い、専門的な知識の普及啓発に努めるとともに、対応職員においても専門的な研修を受講し研鑽に努めた。																																																																															
(2) 項目別評価																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価項目・客観的評価</th> <th colspan="5">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必要性</td><td>事業の必要性</td><td>A</td><td>必要性は高い</td><td colspan="5">障害者虐待防止センターの業務は市の必須事業であり、障害児者の人権擁護のために必要である。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">妥当性</td><td>実施主体の妥当性</td><td>A</td><td>妥当である</td><td colspan="5">当該事業は必須事業であり、事業の一部を委託することも可能であるが、適当な委託先がない。</td></tr> <tr> <td>手段の妥当性</td><td>B</td><td>どちらとも言えない</td><td colspan="5">今後虐待防止ネットワーク会議(仮称)の設置が必要であるため、係・課内の協議が必要。</td></tr> <tr> <td>効率性</td><td>コスト効率 人員効率</td><td>A</td><td>改善の余地はない</td><td colspan="5">主な費用は緊急時の一時保護の費用であり、これ以上の削減は困難である。</td></tr> <tr> <td>公平性</td><td>受益者の偏り</td><td>A</td><td>偏りは見られない</td><td colspan="5">講演会は障害のある方や家族、関係機関ばかりではなく、広く一般市民にも周知しているため公平である。</td></tr> <tr> <td>有効性</td><td>成果の向上</td><td>B</td><td>どちらとも言えない</td><td colspan="5">現時点では成果の向上を評価することは難しい。</td></tr> <tr> <td>進捗度</td><td>事業の進捗</td><td>A</td><td>順調である</td><td colspan="5" rowspan="5">徐々にではあるが、適切な事業実施に努めている。</td></tr> </tbody> </table>									評価項目・客観的評価				理由					必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	障害者虐待防止センターの業務は市の必須事業であり、障害児者の人権擁護のために必要である。					妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	当該事業は必須事業であり、事業の一部を委託することも可能であるが、適当な委託先がない。					手段の妥当性	B	どちらとも言えない	今後虐待防止ネットワーク会議(仮称)の設置が必要であるため、係・課内の協議が必要。					効率性	コスト効率 人員効率	A	改善の余地はない	主な費用は緊急時の一時保護の費用であり、これ以上の削減は困難である。					公平性	受益者の偏り	A	偏りは見られない	講演会は障害のある方や家族、関係機関ばかりではなく、広く一般市民にも周知しているため公平である。					有効性	成果の向上	B	どちらとも言えない	現時点では成果の向上を評価することは難しい。					進捗度	事業の進捗	A	順調である	徐々にではあるが、適切な事業実施に努めている。				
評価項目・客観的評価				理由																																																																											
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	障害者虐待防止センターの業務は市の必須事業であり、障害児者の人権擁護のために必要である。																																																																											
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	当該事業は必須事業であり、事業の一部を委託することも可能であるが、適当な委託先がない。																																																																											
	手段の妥当性	B	どちらとも言えない	今後虐待防止ネットワーク会議(仮称)の設置が必要であるため、係・課内の協議が必要。																																																																											
効率性	コスト効率 人員効率	A	改善の余地はない	主な費用は緊急時の一時保護の費用であり、これ以上の削減は困難である。																																																																											
公平性	受益者の偏り	A	偏りは見られない	講演会は障害のある方や家族、関係機関ばかりではなく、広く一般市民にも周知しているため公平である。																																																																											
有効性	成果の向上	B	どちらとも言えない	現時点では成果の向上を評価することは難しい。																																																																											
進捗度	事業の進捗	A	順調である	徐々にではあるが、適切な事業実施に努めている。																																																																											
(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。																																																																															
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き今後も広く一般市民や関係機関向けの啓発活動を実施していく必要がある。 結城市の実情に合わせた「対応マニュアル」を作成し、より迅速で適切な支援に結び付けられるようにする。 専門職は配置されているが、虐待ケースにおいては家族間の複雑な問題がベースにある場合が多いため、更なる研鑽は必要である。 早期の虐待防止や解決には民生委員も含めた地域の連携が必要である。 																																																																															
(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？																																																																															
<p>啓発活動後は、「虐待防止ネットワーク会議(仮称)」の設置が必要と思われるため、係・課内で協議が必要。(自立支援協議会委員が兼ねることも考えられるため、H27年度中の検討を見込む)</p> <p>県等で実施される研修会に参加し、専門職の面接技術や支援技術の向上を目指す。また、「地域自立支援協議会」や「事業所連絡会」等を通じて、地域における関係機関の見守りネットワークの構築を目指す。</p>																																																																															

6. 事業の方向性判断

評価主体	27年度以降の事業の方向性	評価理由・根拠
(1)記入者評価 記入者が評価を行う	改善・改革しながら継続(成果向上・コスト維持又はコスト削減、成果維持・コスト維持又はコスト削減)	注)記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。
(2)一次評価 担当課長が評価を行う	改善・改革しながら継続(成果向上・コスト維持又はコスト削減、成果維持・コスト維持又はコスト削減)	対象者に応じた窓口である社会福祉課、子ども福祉課、地域包括支援センターが連携強化して虐待防止に努める。
(3)最終評価 企画調整会議において評価を行う		上記評価のとおり。